

山口市地域おこし協力隊員設置要綱

令和 2 年 3 月 3 1 日

告示第 5 7 号

(設置)

第 1 条 人口減少や高齢化等の進行する本市において、地域の活力を維持するためには担い手となる人材の確保が重要であり、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域の活力維持及び地域の魅力再発見につなげるため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 2 1 年総行応第 3 8 号総務事務次官通知）に基づき地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 隊員は、地域力の維持及び強化に資する次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域コミュニティへの参加及び維持活動
 - (2) 食資源、観光資源など地域資源の発掘及び地域ブランドづくり活動
 - (3) 地域間交流及び移住・定住の促進に関する活動
 - (4) 地域おこしの支援
 - (5) 住民の生活支援
 - (6) その他、地域の活力維持及び地域の魅力再発見に資するため必要な活動
- (身分)

第 3 条 隊員は、山口市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和 2 年山口市規則第 3 号）で定める職種で任用された者とする。

(辞令及び任期)

第 4 条 隊員は、山口市会計年度任用職員の任用に関する規則（令和 2 年山口市規則第 8 号）により次の各号の要件を全て満たす者のうちから、市長が辞令を交付する。

- (1) 任用される前に本市の区域内に住所を定めたことがない者
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域に現に住所を有する者
- (3) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱があり、地域に溶け込む意思があると認められた者

2 隊員の任期は、任用された年度の 3 月 3 1 日までの 1 年以内とし、最長 3 年まで延長できるものとする。

(配置)

第5条 隊員は、市長が必要と認める地域に配置する。

（身分証明書等の携行等）

第6条 隊員は、職務を遂行するときは、山田市地域おこし協力隊員身分証（様式第1号）を常に携行し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（業務等の報告）

第7条 隊員は、勤務の都度、その職務の概要その他必要と認める事項を記載した活動報告書（様式第2号）を作成し、毎月10日までに、前月分について市長に報告する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、臨時に活動報告書（様式第2号）の提出を求めることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、隊員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表）

山縣市地域おこし協力隊員身分証	
氏 名 _____	
生年月日 _____ 年 月 日 _____	
写 真 正面、脱帽にて 3 か月以内に撮 影したもの	上記の者は、山縣市地域おこし協力 隊員設置要綱第 1 条に規定する地域お こし協力隊員であることを証明する。
	【有効期限】 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
	山県市長 _____
	印

（裏）

注意事項
1 この身分証は、任務を遂行するときは、常に携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。 2 この身分証は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを訂正してはならない。 3 この身分証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届けなければならない。 4 この身分証は、解任されたときは、直ちに市長に返納しなければならない。

様式第2号（第7条関係）

活 動 報 告 書

山 県 市 長 様

山県市地域おこし協力隊員 氏 名

活 動 年 月 日	年 月 日	天 候	
活 動 時 間	時 分 ～ 時 分		
活 動 地 域			
活 動 内 容			
特 記 事 項 (要望、意見等)			
備 考			